

## 企業行動憲章の改定の背景

---

---

## 企業行動憲章の改定の背景

～ Society 5.0の実現を通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成～

---

---

### ●手引きの位置づけ

「企業行動憲章 実行の手引き」は、経団連会員企業が「企業行動憲章」の精神を自主的に実践していく上で必要と思われる取り組みや、役立ち参考になるとと思われる項目を例示するものである。

会員企業は、持続可能な社会の実現に向けて、業種・業態、事業の特徴、経営理念などを踏まえて、手引きの各項目を参考に、具体的な行動のあり方を工夫するとともに自主的に実践していく。

### ●企業行動憲章とは

民主導による豊かで活力ある社会の実現には、公正かつ自由な市場経済の下で、企業が競争を通じて付加価値を創出し、適正な利益を享受することが重要である。ただし、それと同時に、企業が高い倫理観と責任感を持って行動し、社会から信頼と共感を得ることができなければ、企業の成長基盤である市場経済そのものの存立が危機に直面する可能性がある。

こうした観点から、経団連では、1991年、会員企業に求める行動原則「経団連企業行動憲章」を制定し、企業の社会的責任への取り組みを推進している。

企業行動憲章の源流は、1973年の経団連総会での決議「福祉社会を支える経済とわれわれの責任」に遡る。1996年には日本企業の海外進出や自然保護・社会貢献への取り組み推進に向けて改定するとともに、憲章の精神を具体的に実践する方法を例示した「企業行動憲章 実行の手引き」を策定した。また2002年には、経済団体連合会と日本経営者団体連盟の合併に伴い、名称を「企業行動憲章」と改めるとともに、法令遵守の徹底や不祥事に対する経営トップが果たすべき役割・責任の明確化のために改定した。その後、企業のグローバル化や情報化社会の進展、「ISO26000（組織の社会的責任に関する国際規格）」などの国際ルール・規範の尊重への対応など時代の変化に応じ、過去5回の改定を行っている。

年月	経団連の取り組み	内容
1973年5月	経団連総会決議において提言 「福祉社会を支える経済とわれわれの責任」	
1989年9月	海外事業活動関連協議会（CBCC）を設立	日本企業の海外の地域活動の支援
1990年11月	「1%（ワンパーセント）クラブ」を設立	企業の寄付やボランティア活動の支援
1991年4月	「経団連地球環境憲章」を発表	環境問題に対する経団連の基本理念と具体的な企業の行動指針を提示
1991年11月	「経団連企業行動憲章」を制定	企業の法令遵守の徹底と社会的責任への取り組みに関する企業の行動指針を初めて提示
1996年12月	憲章を改定（第1回） 「企業行動憲章 実行の手引き」を作成	企業の海外進出や自然保護・社会貢献の推進。実行の手引きで具体例を提示
2002年10月	「企業行動憲章」へ改称し、改定（第2回）	不祥事対応における経営トップの役割を強化
2004年5月	憲章を改定（第3回）	グローバル化の進展や情報化社会への対応
2010年9月	憲章を改定（第4回）	ISO26000に対応
2017年11月	憲章を改定（第5回） 「企業行動憲章 実行の手引き」（第7版）を公表	Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として改定

図表 1: 企業行動憲章に関する主な取り組み  
(経団連事務局作成)

## ●近年の企業をとりまく環境の変化

近年、グローバル化や情報化社会が本格的に進展し、ヒトやモノ、カネ、コトなどが国境を越えて活発かつ瞬時に動くようになるなど社会全体が大きく変化している。その結果、多くの国が目覚ましい経済成長を成し遂げ、市場経済からの恩恵はより顕著になっている。

一方、そうした変化に伴い、貧困や格差の拡大、環境問題、労働環境の悪化などのグローバルな課題が各国・地域で表出するようになった。とりわけ、2009年のリーマンショックをはじめとする世界金融危機を契機にそれらの問題が先進国や途上国を問わず深刻化し、こうした変化を背景として、各国で反グローバリズムや保護主義の動きが高まり、自由で開かれた国際経済秩序、自由貿易体制の維持・発展が脅かされる懸念が高まっている。

## ●企業への期待の高まり

一方、国際社会では、企業も社会の一員として、法令遵守を超えた社会的課題の解決に向けた積極的な取り組みが求められるようになっている。

例えば、人権問題においては、2011年の国連人権理事会における「ビジネスと人権に関する指導原則」や、「OECD多国籍企業行動指針」といった国際規範において、企業が人権を尊重する責任を負うことを明示して具体的なアクションを促している。

また、気候変動に関しては、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、すべての排出国が地球温暖化に取り組むことを約束する「パリ協定」が採

択された。各国は、自ら定めた削減目標に基づき具体的な対策を推進することになっており、企業に対して、国内での生産活動を通じた削減はもとより、商品・サービスのライフサイクルや、海外展開、イノベーションを通じた貢献などが期待されている。

さらに、株主・投資家側から、こうした社会的課題に対する企業の取り組みを評価する「ESG投資」（環境・社会・ガバナンスの観点から投資に組み込むこと）という概念が生まれ、2006年には国連でESG投資に関する責任投資原則（PRI）が策定された。PRIに署名する機関は年々増えており、2017年9月時点で1813機関、署名機関の運用資産総額は約70兆ドルに達している。



図表2:ESGに関する要素の例  
(GPIFのホームページをもとに事務局作成)

## ● SDGsの策定と企業の創造性、イノベーションの発揮

2015年には、国連で「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて各国が行動することを宣言した。SDGsとは、包摂的で持続可能な社会の構築に向けて取り組むべき17の目標と169のターゲットからなるものであり、各国は2030年までにこれを達成するよう行動することが求められている。またその達成度合いは、「ハイレベル政治フォーラム（HLPF）」において、国連事務総長が毎年作成する「年次SDGs進捗状況報告書」を用いてフォローアップ・レビューが行われることとなっている。

SDGsの特徴として、SDGsはその前身であるMDGs（ミレニアム開発目標）とは異なり、貧困や飢餓といった途上国を中心とする社会的課題のみならず、経済成長や働き方の改革、環境・エネルギー、ジェンダー平等など先進国を含めた万国共通の課題が網羅されており、

まさに包摂的で持続可能な社会の実現に向けた国際的な統一目標といえる。

日本では、2016年、政府が、内閣総理大臣を本部長とし全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設立し、日本の2030アジェンダの実施に向けた具体的な国家戦略である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定した。また、SDGs推進本部の下に、行政、企業、国際機関、NGO・NPOなど多様なセクターが集まり、マルチステークホルダーで意見交換を行う「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」が設置されており、日本全体として、SDGs達成に向けた取り組みが進展しつつある。SDGsが目指す社会の実現には、社会の変容（トランスフォーメーション）が必要とされており、とりわけ企業・経済界には、その役割として2030アジェンダに明記されているとおり「課題解決のための創造性とイノベーションを発揮する」ことが期待されている。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	<p>目標1: あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>目標10: 国内および国家間の不平等を是正する</p>
	<p>目標2: 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p>目標11: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
	<p>目標3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>目標12: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>目標4: すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標13: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>目標5: ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る</p>		<p>目標14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標6: すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p>目標15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>目標7: すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標8: すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>		<p>目標17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>
	<p>目標9: レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>		

図表3:SDGsの17の目標  
(国連ホームページをもとに経団連事務局作成)

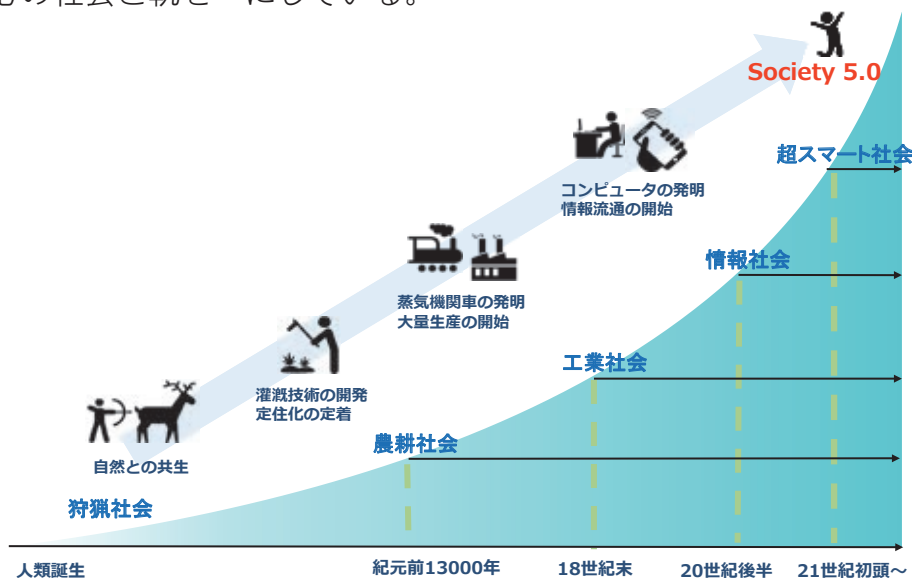
## ●経団連の「Society 5.0」の推進

こうした中、経団連では、2015年に経団連ビジョン「『豊かで活力ある日本』の再生」を公表し、2030年に達成すべき日本の姿を展望した。その中で、「イノベーション」と「グローバル化」への取り組みが、企業・経済界が果たすべき役割であることを掲げた。この「イノベーション」とは、技術革新のみならず、政治、経済、社会などの変革を含み、新たな成長を牽引する原動力のことを指している。

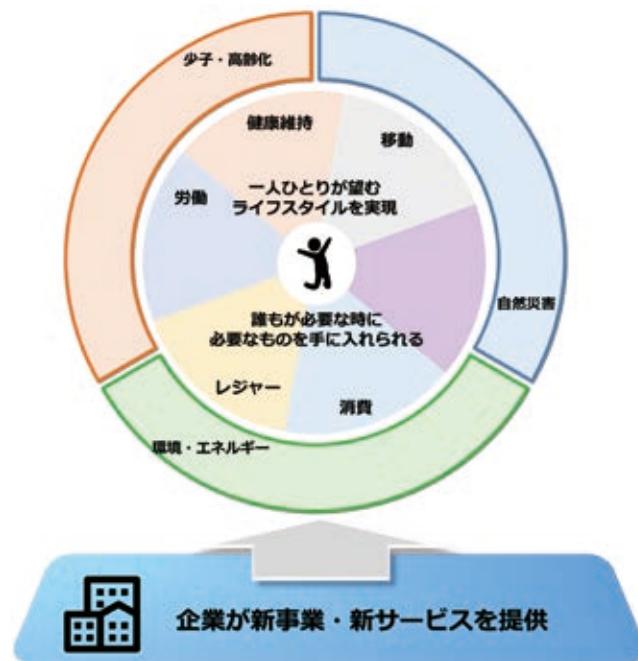
さらに、2016年1月には内閣府の総合科学技術・イノベーション会議で「第5期科学技術基本計画」が策定され、イノベーションを通じて達成する新たな未来社会「Society 5.0」というコンセプトが提唱された。「Society 5.0」とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会であり、グローバルな課題が解決され、一人ひとりが生き生きと快適に暮らす「人の暮らしや社会全体が最適化された未来社会」である。

具体的に、「Society 5.0」が実現した社会では、必要なもの、サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供するなど社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人がより豊かな生活をおくることができる。それは、先進国・途上国を問わず、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、すべての人が尊重され生き生きと暮らす社会でもある。

そのような社会は、持続的な経済成長と、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等などの社会的課題の解決を同時に実現した、真に持続可能な社会であり、まさに国連が掲げるSDGsが目指す「誰一人取り残さない」人間中心の社会と軌を一にしている。



図表4: 人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会  
(出所: 経団連「新たな経済社会の実現に向けて」)



図表5:Society 5.0が実現した社会の姿  
 (出所：経団連「新たな経済社会の実現に向けて」)

## ●快適で活力に満ちた人間中心の社会へ

そこで、今般、経団連では、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として企業行動憲章を改定することにした。会員企業は、イノベーションを通じた社会に有用な付加価値および雇用の創造、ESGに配慮した経営の推進などにより社会全体の変革を牽引することで、Society 5.0の実現、SDGsが達成された「人間中心の社会」の構築を目指す。

この手引きには、企業が、こうした企業行動憲章の精神を実現するにあたっての基本的姿勢や具体的アクション・プランの例、参考となるコラムなどが記載されている。多くの方に参考資料として活用していただければ幸いである。

# Society 5.0 for SDGs

Keidanren  
Policy & Action

Society 5.0は「課題解決」と「未来創造」の視点を兼ね備えた新たな成長モデル  
さらには、国連で掲げられたSDGsの達成にも大いに貢献するもの



図表6: Society 5.0を通じたSDGs達成への貢献  
(経団連事務局作成)



### ●投資手法としてのESG

近年、国内で「ESG投資」の機運が盛り上がっている。ESG投資とは、投資判断において財務分析に加え、「環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）」の観点も組み込む手法を指す。2006年に「国連環境計画金融イニシアチブ」(UNEP-FI)が立ち上げた、機関投資家向けの「責任投資原則」(PRI)の中で提唱された概念である。

ESG投資は、規範的投資やインパクト投資など、何らかの手法で投資判断に持続可能性の観点を組み込む「サステナブル投資」の一手法と言える。サステナブル投資の歴史は古く、キリスト教団が宗教的倫理観からアルコール、タバコ、ギャンブルなどに関わる企業を投資先から除外したのがその起源とされる。その後、様々な投資手法が開発されたが、総じてニッチな手法であり、投資リターン最大化の目的には合わないと言われてきた。

これに対してESG投資では、むしろ投資先の中長期的な企業価値の評価にはESGの考慮が欠かせないと捉える。近年、企業が、企業の社会的責任の一環として、環境や社会への配慮を事業活動に組み込む傾向が高まるにつれ、投資家は、投資リターン向上のためにもESG要素を考慮することが合理的で、社会の要請や運用委託者の利益にもかなうという考え方が主流となりつつある。

そうしたことなどを背景に、ESG投資を支持するPRI署名機関数は増え続け、2017年9月現在で1813機関、署名機関の運用資産総額は約70兆ドルにも及ぶ世界的な動きになっている。

#### 責任投資原則(PRI)

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます。
2. 私たちは(株式の)活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます。
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

## ●国内での急伸と進む主流化

注目されるのが、欧米に比べて大きく出遅れていた日本におけるESG投資の急増ぶりである。絶対的な規模はまだ小さいものの、世界で最も高い伸び率を示している。特に、個人投資家に比べて消極的だった機関投資家が、積極的に関与し始めており、本格的成長への機運が高まっている。

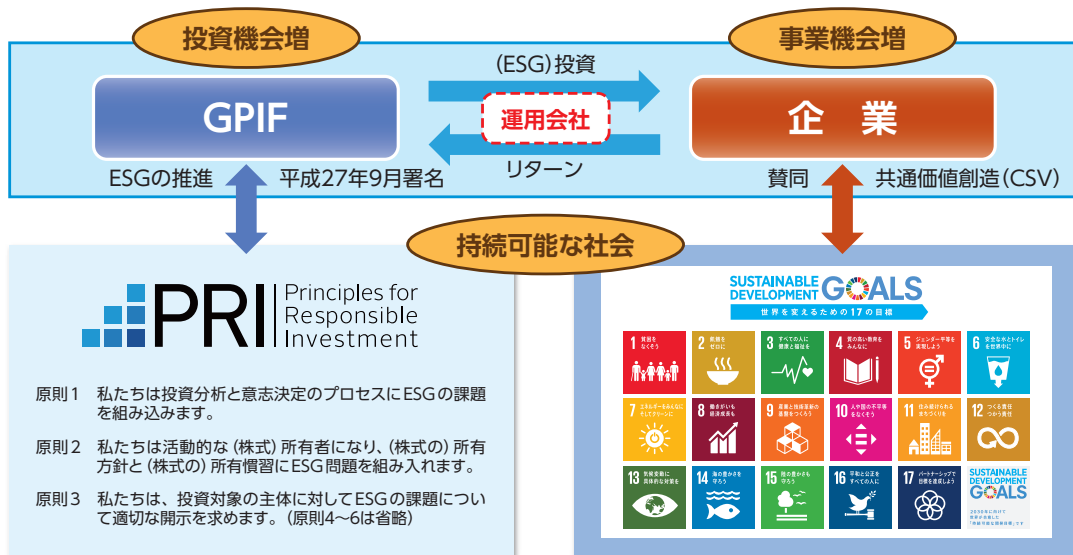
政策面でESG投資を後押ししたのは、機関投資家向けの「スチュワードシップ・コード」(2014年)と、上場企業を対象とした「コーポレートガバナンス・コード」(2015年)である。対をなすこの2つのコードの制定は、機関投資家と企業との間で中長期視点での対話の促進につながり、そのテーマとして、企業の中長期的な企業価値の向上を左右するESGが欠かせなくなっている。

加えて、世界一の資産規模を誇る日本の政府年金基金である「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)」が2015年にPRIに署名したことが大きい。GPIFが、ESG投資拡大に向け積極的に影響力を行使するとコミットしたことにより、国内でESG投資が飛躍的拡大をとげるための強い推進力が生まれたといえる。

一方、企業側でも、ESGやSDGsを事業機会に活用するなど、持続可能性を経営戦略に組み込む動きが強まっており、財務・非財務報告を一本化した「統合報告」に取り組む企業数が急増している。このように、企業側も投資家側も、ESGを将来の企業価値を左右する重要な要素として捉えて行動するようになってきている。

### ESG投資とSDGsの関係

社会的な課題解決が事業機会と投資機会を生む



(提供：GPIF)